

第一税協

第一税理士協議会とは



第一税理士協議会とは、税理士登録をしている公認会計士により、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図るために設立された団体です。

◆発行所
第一税理士協議会
東京都千代田区九段南 4-4-9
〒102-0074 ニッキン第二ビル
電話 03(5226)3364
発行人 小島 昇

題字：故・岡崎寿士氏(本会初代会長)揮毫

いぶつわし

第一税理士協議会

会長 小島 昇



第一税理士協議会(以下、当協議会と称します)は、税理士登録をしている公認会計士により、税理士業務と公認会計士業務の調和と発展を図るために設立された団体です。一昨年より積極的に会員の入会を呼び掛けたところ、多くの方が賛同して下さり、現在2000名を超える会員を数えるに至りました。心より感謝を申し上げます。

さて、日本税理士会連合会(以下、日税連)では数年前より税理士法の改正を進めていきましたが、平成25年度与党税制改正大綱では改正すべき事項から外されました。ただ、「検討事項」としては記載され、「関係者等の意見も考慮しながら」との文言を付されて、日本公認会計士協会・日本弁護士連合会等関係者の意見を聴くことが条件とされています。もちろん、日本公認会計士協会は公認会計士の税理士登録に関する一切の税理士法改正に反対していますので、この大綱を尊重する限り税理士法の改正はありえないこととなりますが、日税連は政治家等に積極的に陳情をしており、平成26年度の税制改正大綱にどのように記載されるかについて、予断を許さない状況です。公認会計士がその資格のまま税務業務ができることは国際的な常識であり、税務業務を制限された公認会計士が証明する監査報告書は、その信頼性に著しい疑問が付されることでしょう。このことは、日本の国益に反し、理由のない資格保有の制限は、多様な能力を求める納税者の

利益をも損ない、税理士の信頼性にも傷をつけることとなります。また、大学教授らによる「公認会計士の専門業務に関する社会の認識の調査」(2ページ参照)によっても、公認会計士が税務業務を行うことの正当性が記載されています。

なお、最近日税連は、次のような提案を行っているようです。
①公認会計士が無条件に税理士登録をできる法的根拠は、税理士法第3条(税理士の資格)に公認会計士が記載されていることによるものですが、これを削除する。
②税理士法第8条(科目試験免除)に移し、公認会計士は一定科目を免除する。
③当分の間、公認会計士は全科目を免除する。

これは、段階的に公認会計士の能力担保措置を導入しようとする巧みな戦術であり、以前も税理士法附則で、公認会計士がその資格のまま税理士業務を行えるとの規定を、附則であるという理由から削除された苦い経験があります。当協議会では、以前よりこのような税理士法改正に断固反対する立場を表明しております。その理由は後述のとおりですが、ぜひ会員の皆様に限らず、この趣旨に賛同する公認会計士・税理士の方々のご理解を得たいと考えております。

納税制度を支える多彩な人材



税理士会会員の 税理士法改正 反対の声!!

税理士会会員の意見

以下は税理士会に所属する会員から寄せられた意見です。

●税理士会は所属する会員の全員のものであり、民主的な開かれた会ではなくてはなりません。ところが、今回の日税連の動きは部の役員のみによって進められており、大多数の会員の意見を無視しています。

●公認会計士のみならず、税務官公署職員出身の方、弁護士の方、税理士試験合格者の方、大学院修了の方等多様な人材が税理士となり、切磋琢磨し合い、また相互に助け合いながら税理士制度が営まれてきました。すなわち、多彩な人材が税理士となり税務業務を行う現在の日本の税理士制度は納税者から見ても多様なニーズに応える仕組みになっています。多彩な人材こそが税理士制度の発展につながります。これを妨げる日税連の主張は間違っています。

●一部の人達だけを優遇しようとする日税連の主張は、税理士制度の中の派閥化を助長することになり、税理士会全体としての一致団結した行動ができなくなり、また、公認会計士で税理士登録している会員は全体の1割程度であり、日税連の主張は、あきらかに少数のグループに対する差別です。

●我々は税理士として税理士会に長年に渡り会費を納めています。その我々の会費が公認会計士を誹謗中傷するような新聞広告等の費用に使われているという事は許しがたいことです。

●日税連の主張が始まってから、公認会計士である税理士は税理士会に出席しにくくなり、これは適正な会務運営の妨げになっており、日税連自身が税理士制度を崩壊させようとしている暴挙です。

●日税連の主張ですと、能力担保措置は現在の公認会計士である税理士にも当てはまることになり、これは長年税務業務にまじめに取り組んできている我々に対する非常に失礼な表現であり、失礼と言っただけでなく明らかに誹謗中傷です。

●日本経済の発展に伴い、企業を取り巻く環境も変化し、税務面も複雑化高度化しており、連結納税制度、国際税務、合併や分割といった組織再編に関わる税務、移転価格税制、といった高度な税務分野については、それらの担い手として公認会計士で豊富な経験を持つ税理士は欠かせません。国際社会で競争する優秀な日本企業をしっかりと支えられる税理士制度でなければ、国民からの信頼は得られません。

●我々は税理士会の会員であるにも拘わらず、今回の主張がいつどこでどのように決まったのか、開かれた議論の場が全くないまま、一部の役員の間のみで進められており、税理士会会員としての権利の行使を著しく妨げられていると言えませんか。

●昨年、日税連が「論点整理メモ」として会員に意見を求めた際に我々には多くの改正反対の意見を税理士会にFAXしました。それらの意見に対する対応は全くなく、すべて無視されています。

●もし、日税連の主張が通るようなら各資格者においてはそれぞれの資格において税務ができるような制度変更をしていくしかありません。そうした場合、税理士制度は崩壊します。

●税理士会の各支部においても、この問題はほとんど議論されておらず、むしろ公認会計士である税理士のみならず、試験合格者である税理士、国税OBの税理士の方々からも、支部の和を乱すようなことは困る、日税連の主張はおかしいという意見が届いています。

●このように会員からの声は悲痛なものがあります。我々、公認会計士である税理士は8000人程度であり、税理士会の中では少数ながらも、税理士制度のために税理士会会員として長年真摯に税務業務に取り組んできました。我々、税理士会会員としての声を関係者におかれましてはぜひとも聞いていただきフェアな議論をしていただきたいと思います。

